

## 「共同送迎」推奨

厚生労働省は1月11日、介護・障害福祉サービスについて、複数の運営事業者による共同送迎などに関するルールを整理した通知を出した。通所介護が送迎を行わない場合に適用される送迎減算の対象となた。らないための条件や、車両の空き時間活用のルールなどを示している。

## 責任の所在、明確に

高齢化社会の進展に伴い、職員不足の点から送迎業務についても可能な限り効率化を進めることができが求められている。民間での実証事業も進んでおり、例えば滋賀県野洲市では10月1日、ダイハツ工業のシステムを活用した共同送迎の取り組みを

は委託契約を結んだ上で、事業所間で同乗にかかるる条件（費用負担や責任の所在など）を協議した上で決定していること▽送迎範囲が利用者の利便性を損なうことのない範囲で、かつ各事業所の通常の事業実施範囲内であること――の2点となっている。

始めた。厚労省でも、交通分野と介護・障害福祉分野の連携のもと、積極的な取り組みを推進してもらいたいとしている。

複数の介護事業所での共同送迎が送迎減算の対象となるず、介護報酬給付の対象となる条件は以下の通り。

送迎は利用者の居宅と事業所間に限るが「事業所のサービス提供範囲内であるなど運営上支障がない場合」「利用者と利用者家族それぞれの同意が得られていない場合」には、例外

的は親の家などと利用者の居住実態がある場所と事業所間の送迎についても可とした。

介護サービス事業所の車両は空き時間にも活用が可能だ。利用者の送迎が行われない時間に、利用に支障がな

の高齢者のみ  
や、スーパー  
を行うなどを  
る。なお、送  
ス提供にあた  
から実費を超  
を受領する場  
路運送法の許  
が必要となる

・介護事業所の送迎業務は、交通事業者への委託も可能。条件を満たせば報酬の支給対象となる。	①事業所間で費用負担や責任の所在を協議・決定すること ②送迎範囲が利用者の利便性を損なわず、各事業所の事
--	---

- ・総合事業の指定相当通所型サービスの送迎に関し、外部委託を行うことが可能。

- ・法制度上、運送サービスに対する報酬が支払われていないと扱われる場合、有償の運送には該当せず道路運送法上の許可・登録は不要

(例) 訪問介護で乗降介助が介護報酬の対象の場合も、運送は介護報酬の対象外であり、利用者から運送の反対給付として金銭を受け取らない場合

(厚生労働省の資料をもとに編集部で作成)

行政・ネットワーク・団体